

議案第33号

専決処分事項の承認について

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年6月12日 提出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日

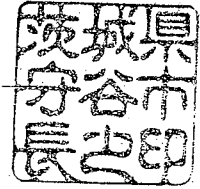
議案	頁数
33号	1

専決処分書

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

守谷市長 会田真



守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

守谷市長 会 田 真 一

守谷市条例第12号

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
守谷市国民健康保険税条例（昭和41年守谷町条例第186号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）
17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議 案	頁 数
33号	2

提案理由（議案第33号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。

改正の内容は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例として、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長を追加するものです。

よろしく御承認くださるようお願いいたします。

守谷市国民健康保険条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則 1から16まで (略)</p> <p><u>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</u></p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「<u>租税特別措置法</u>とする。</p>	<p>附 則 1から16まで (略)</p>